

【 議 事 2 】

地域内フィーダー系統

確保維持計画について

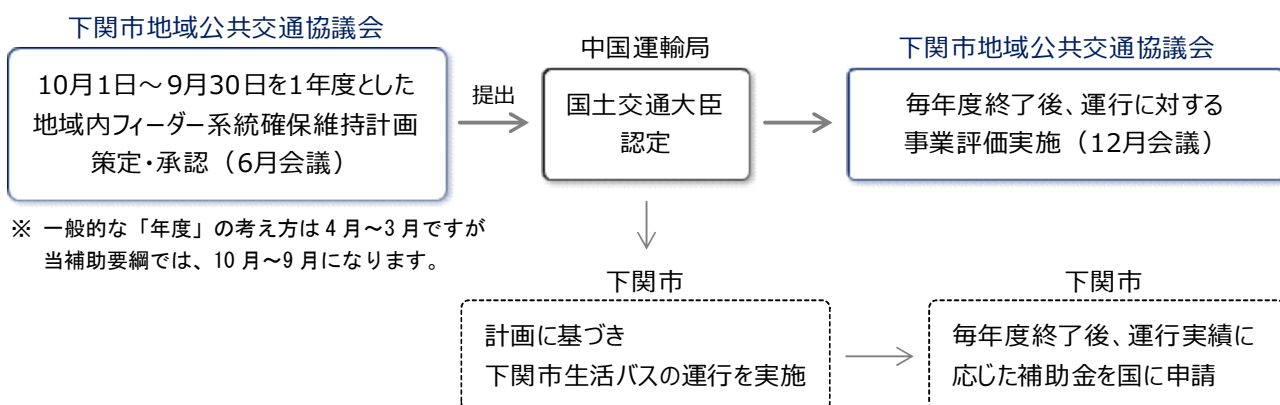
議案（２）地域内フィーダー系統確保維持計画について

➤ 下関市生活バスと国庫補助金

本市では、国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づく「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を申請し、下関市生活バス運行経費の一部に充てております。

➤ 国庫補助金と下関市地域公共交通協議会

国庫補助金の申請には、当協議会で承認された「地域内フィーダー系統確保維持計画」に対する大臣認定を受ける必要があります。



➤ ご審議いただく計画書

* 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

計画期間：令和6年度（R5.10月）～令和8年度（R8.9月）3年間

国庫補助金の対象となる系統：6系統

豊田地域 ①杵路子線 ②一の俣線 ③今出線 ④一の瀬線

菊川地域 ⑤縦ノ木・保木線 ⑥内日・田部循環線

* 計画書添付資料

a. 計画書の「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」への補足資料

・表1、表1の別紙（計画運行回数根拠資料）

・表1への添付資料

（各種運行系統図、フィーダー補助系統の概要一覧、チラシ、時刻表）

・「交通不便地域指定地区」図

b. 計画書の「12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」への補足資料

・表5、表5の別紙（交通不便地域指定地区（局長指定）人口根拠資料）

・「交通不便地域指定地区」図

・「下関市の人口集中地区以外の地区及び交通不便地域」の区分が分かる地図

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5(2023)年 6 月 30 日
(名称) 下関市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

下関市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

合併前の菊川、豊田、豊浦、豊北地域においては、住民の移動手段を確保するためそれぞれ生活バスが運行されていたが、地域によって運行の態様等は様々であった。

その後の合併協議において新たな制度の構築がされることになり、4町地域のバス交通制度について、サービス水準の統一や地域間における公平性を図りながらそれぞれの地域状況にあった移動手段を確保するため、平成 20 年度に「下関市地域交通総合連携計画」を策定した。この基本方針に基づき、各地域内のバス交通計画を作成し、平成 21 年度「地域公共交通活性化・再生総合事業」の支援を受け、実証運行を経て、平成 22 年 4 月から本格運行を実施した。

平成 24 年度からは「地域公共交通確保維持改善事業」の支援を受け、運行を継続的に行っているところであるが、利用者数は減少傾向にあり、運行を取り巻く環境は厳しい。

平成 30 年 3 月には下関市地域公共交通網形成計画を策定し、実施施策として「生活バス路線の再編」「生活バスの運行」を定め、その後、「下関市地域公共交通再編実施計画」策定における取組みとして、公共交通不便地域のアクセス改善や生活交通確保の検討を行っている。

豊田・菊川地域では、広域移動を担う路線バスが幹線道路を運行しており、生活バスについては地域内交通として路線バスを補完する支線の役割を担っている。

生活バスを運行している地域は、集落が分散しており、集落から幹線道路の路線バス停留所までは距離がある過疎地域及び中山間地域等であり、生活バスは日常生活に不可欠な交通弱者の交通手段として機能している。

当該地域住人の生活圏は、各地域内のほか、下関市の中心部や豊浦、豊北、長門市方面にまで及んでおり、生活バスが広域移動の手段である幹線バス路線にも接続している必要性が非常に高い。

以上より、今後も継続的な公共交通の維持と、住民の生活交通手段を確保し続ける事が、必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

➤ 令和6年度の目標利用者数設定

デマンド運行系統：

令和3年度（R2年10月～）から令和5年度（～R4年3月）までの利用実績から算出

定時定路線運行系統：

年間運行回数から、1回当たりの平均輸送人員2人以上となる値を算出

➤ 令和7年度・令和8年度の目標利用者数について

豊田町・菊川町では、年々人口の減少が進んでおり、今後も同様の状況が続くと考えられる。令和7年度以降については、令和6年度の利用者数を維持を目指すものとして、目標利用者数を設定。

豊田地域：（デマンド） 柰路子線 一の俣線 今出線 一の瀬線

菊川地域：（デマンド） 樫ノ木・保木線

（定時定路線） 内日・田部循環線

目標利用者数：令和6年(2024)度 豊田地域 2,409人/年、菊川地域 2,560人/年

令和7年(2025)度 豊田地域 2,409人/年、菊川地域 2,560人/年

令和8年(2026)度 豊田地域 2,409人/年、菊川地域 2,560人/年

(2) 事業の効果

生活バスを維持することで、買物や通院など各地域内における生活のための移動手段が確保され、高齢者等の外出促進が図られると共に、幹線系統に接続することで広域移動の機会についても確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・乗車料金の一律ワンコイン（100円）を継続。（H30年4月～）

・再編実施計画に伴う、運行の見直し

・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成

・コロナ対策の実施と広報

（車内の定期的な換気と消毒、運転手及び利用者のマスク着用徹底、感染防止対策への協力の呼びかけ）

実施主体：下関市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「表1」添付。

【表1への添付資料】

・運行系統図 ・フィーダー補助系統の概要一覧 ・チラシ、時刻表

【補助要件の具備】

要綱別表7（第16条第1項関連）

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（補助対象事業の基準）より

ハ②(1) 過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統による運行であること

→ 別添「運行系統図」及び「運行系統概要一覧」参照。

②(2) 半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークに接続するフィーダー系統であること。

→ 別添「交通不便地域指定地区」図参照

ニ 既存交通ネットワーク等との整合が図られていること。

→ 別添「運行系統図」のとおり既存バス路線とすみ分けを行っている。

ホ③ 前年度補助対象期間から地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの

→ 豊田地域： 柵路子線、一の俣線、今出線、一の瀬線

菊川地域： 樺ノ木・保木線、内日・田部循環線

【運行予定者の選定】

地域に密着した運行内容であることから、地域の道路事情を熟知し、市内に営業所を持って不測の事態にも対応可能な体制の事業者を市の登録事業者から選定し、総合的に判断するために指名競争入札を行う。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

下関市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として下関市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

下関市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※ 法定協議会を補助対象事業者としないため該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活 基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業のため該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※ 該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に 係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※ 該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 3 月 8 日 協議会の設立 ・平成 25 年 4 月 15 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 25 年 6 月 24 日 生活交通ネットワーク計画協議 (H26～H28) ・平成 26 年 6 月 26 日 生活交通ネットワーク計画協議 (H27～H29) ・平成 26 年 12 月 12 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 27 年 2 月 3 日 生活バス (菊川地域) のバス停新設に係る協議 ・平成 27 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H28～H30) ・平成 27 年 12 月 9 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 28 年 3 月 10 日 生活バス (豊田地域) の運行ルートの変更に係る協議 ・平成 28 年 6 月 27 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H29～H31) ・平成 28 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 ・平成 29 年 5 月 29 日 自家用有償旅客運送の更新登録に係る協議 ・平成 29 年 8 月 29 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H30～H32) ・平成 29 年 10 月 30 日 下関市生活バスのワンコイン化について ・平成 29 年 12 月 19 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・平成 30 年 2 月 26 日 第 8 回下関市公共交通整備検討委員会 (下関市総合交通戦略・網形成計画の承認) ・平成 30 年 3 月 30 日 下関市地域公共交通網計画策定 ・平成 30 年 4 月 23 日 粟野地区コミュニティタクシーの廃止について ・平成 30 年 6 月 25 日 地域内フィーダー系統確保維持計画協議 (H31～H33) ・平成 30 年 7 月 10 日 下関市地域公共交通会議の新委員就任に伴う新会長・副会長の選任について ・平成 30 年 9 月 5 日 下関市・山口宇部空港直行乗合タクシー事業計画 (案) について ・平成 31 年 1 月 10 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

- 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について

・ 令和元 年 6 月 24 日 平成 30 年度市町村運営有償運送の運行状況について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 元年 8 月 8 日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案に
ついて
- ・ 令和元年 12 月 24 日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー
系統確保維持費国庫補助金・地域公共交通再編推進事業）に関
する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載試行運行の実施に
ついて
菊川児童クラブ移転に伴う菊川地区生活バスの一部経路変更
について
- ・ 令和 2 年 2 月 14 日 下関市地域公共交通再編実施計画(案)の策定について（報告）
- ・ 令和 2 年 5 月 21 日 下関市生活バス 運行方法の変更計画（案）について
下関市生活バス 停留所の名称変更について
下関市生活バス 運休日の変更について
- ・ 令和 2 年 7 月 15 日 自家用有償旅客運送 登録の更新について
地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和元年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
下関市地域公共交通再編実施計画の策定について
- ・ 令和 3 年 1 月 6 日 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
令和元年度地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備
等整備事業）に関する事業評価について
菊川町生活バス「縦ノ木・保木線」貨客混載について
- ・ 令和 3 年 6 月 21 日 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和 2 年度自家用有償旅客運送の運行実績について
下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の
進捗管理について
- ・ 令和 3 年 7 月 19 日 下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について
山口宇部空港と JR 下関駅を結ぶ乗合タクシーの運行について
- ・ 令和 4 年 1 月 6 日 令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統
確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について
下関市生活バス（菊川）における貨客混載事業について

	新型コロナウイルス感染症に関する市内バスの状況について
・令和4年6月30日	下関市生活バス 菊川町における経路及び便数の一部変更について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和3年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について
・令和4年9月1日	下関市生活バスにおける少量貨物有償運送更新許可申請について
・令和5年1月13日	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に関する事業評価について 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について
・令和5年3月23日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会への移行について
・令和5年5月11日	下関市地域公共交通協議会規約（案）について 下関市地域公共交通協議会の役員について 下関市地域公共交通協議会事務局規程（案）について 下関市地域公共交通協議会財務規程（案）について 下関市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程（案）について 令和5年度下関市地域公共交通協議会事業計画（案）及び予算（案）について 令和5年度下関市地域公共交通計画策定業務の発注について
	※ 同日「下関市地域公共交通協議会」発足
・令和5年6月30日	自家用有償旅客運送 登録の更新について 下関市生活バス 地域内フィーダー系統確保維持計画について 令和4年度 自家用有償旅客運送の運行実績について 下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）の進捗管理について

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域のイベント（敬老会等）で、広報チラシを配布した住民意識の醸成。
- ・広報チラシの回覧などによる住民意識の醸成。
- ・生活バス路線沿線住民へのアンケート実施。
- ・アンケート結果及び地元要望等を、バス路線の再編実施計画に反映。

22. 協議会メンバーの構成員

- ・下関市連合自治会 会長
- ・サンデン交通株式会社 取締役自動車部長

- ・ブルーライン交通株式会社 代表取締役社長
- ・一般社団法人山口県タクシー協会 理事
- ・西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部 下関管理駅 管理駅長
- ・全国交通運輸労働組合総連合中国地方総支部山口県支部 支部委員長
- ・国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 交通対策課長
- ・中国運輸局山口運輸支局 首席運輸企画専門官
- ・下関警察署 交通官兼交通総務課長
- ・山口県下関土木建築事務所 所長
- ・社会福祉法人下関市社会福祉協議会 常務理事
- ・公立大学法人下関市立大学 副学長
- ・下関商工会議所 中小企業振興部次長
- ・山口県観光スポーツ文化部 交通政策課長
- ・下関市建設部 部長
- ・下関市港湾局 局長
- ・下関市都市整備部 部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 下関市南部町1-1

(所 属) 下関市都市整備部交通対策課

(氏 名) 明石 達也

(電 話) 083-231-1441

(e-mail) tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

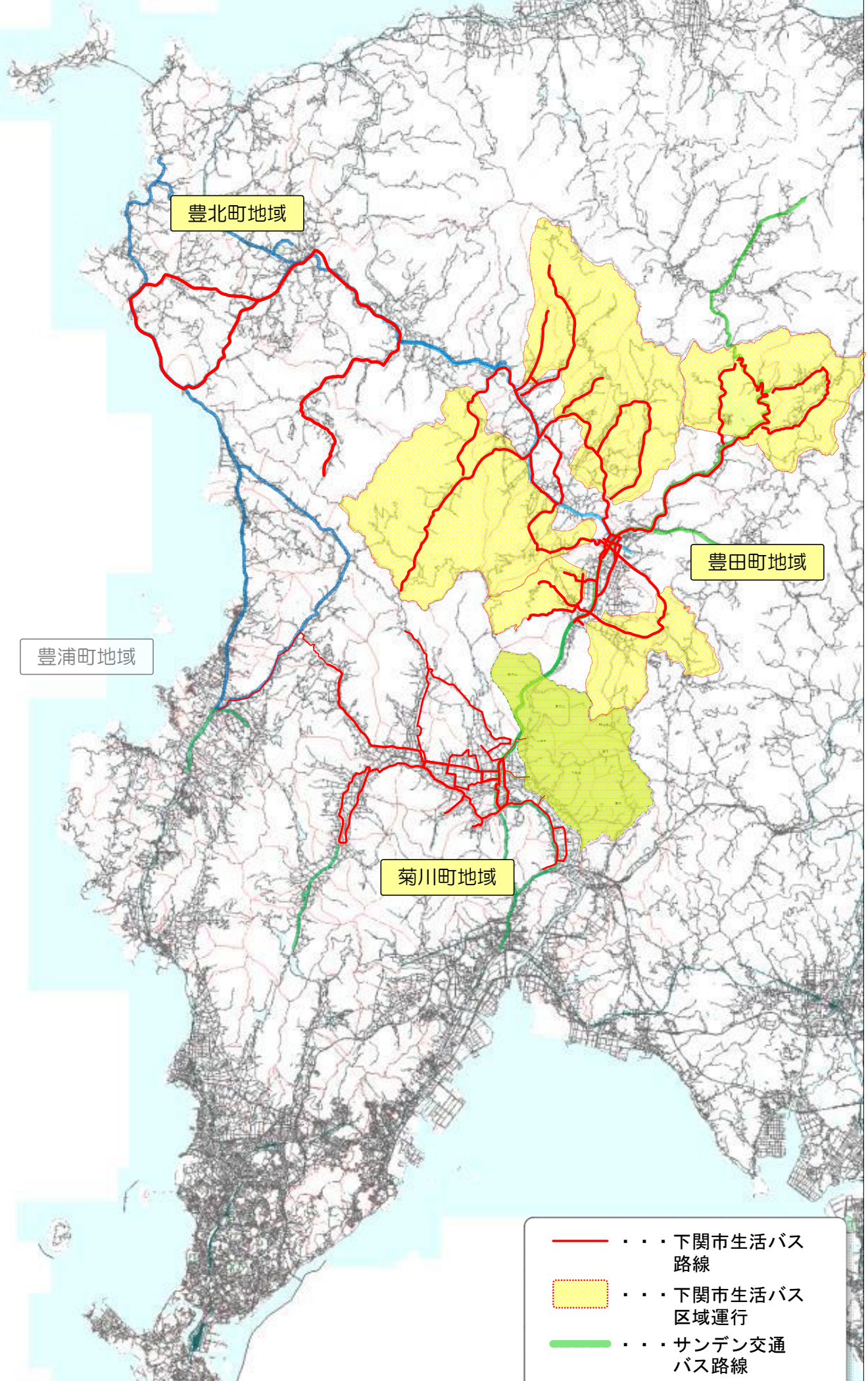
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様 の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と 接続の確保	基準ホで 該当する要件 (別表7のみ)
下関市	下関市	(1)	空路子線		下空路子 下八道 鷹子・庭田			293日	440.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：殿居ほか9停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(2)	一の俣線		一の俣 上浮石 秋葉・稲見			293日	176.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：荒木温泉ほか8停留所 ・ブルーライン交通(滝部線) ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(3)	今出線		今出 台			293日	255.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：石柱溪口ほか6停留所 ・サンデン交通 (下仙崎線、下関・豊田線、仙崎線)	③
		(4)	一の瀬線		日高萩			293日	220.0回			区域	②-(1)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：阿座上口ほか6停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(5)	縦ノ木 ・保木線		中山 保木 轡井			293日	348.0回			区域	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：岡枝、田部停留所 ・サンデン交通(下関・豊田線、仙崎線)	③
		(6)	内日・田部 循環線	バス ターミ ナル	吉賀・櫛崎 日新・植田 内日下	バス ターミ ナル	23.8km 循環	293日	536.0回			路線定期	②-(2)	乗り継ぎに配慮したダイヤ ：内日河原停留所、岡枝、田部停留所 ・サンデン交通 (新下関線、下関・豊田線、仙崎線)	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。



豊北町地域

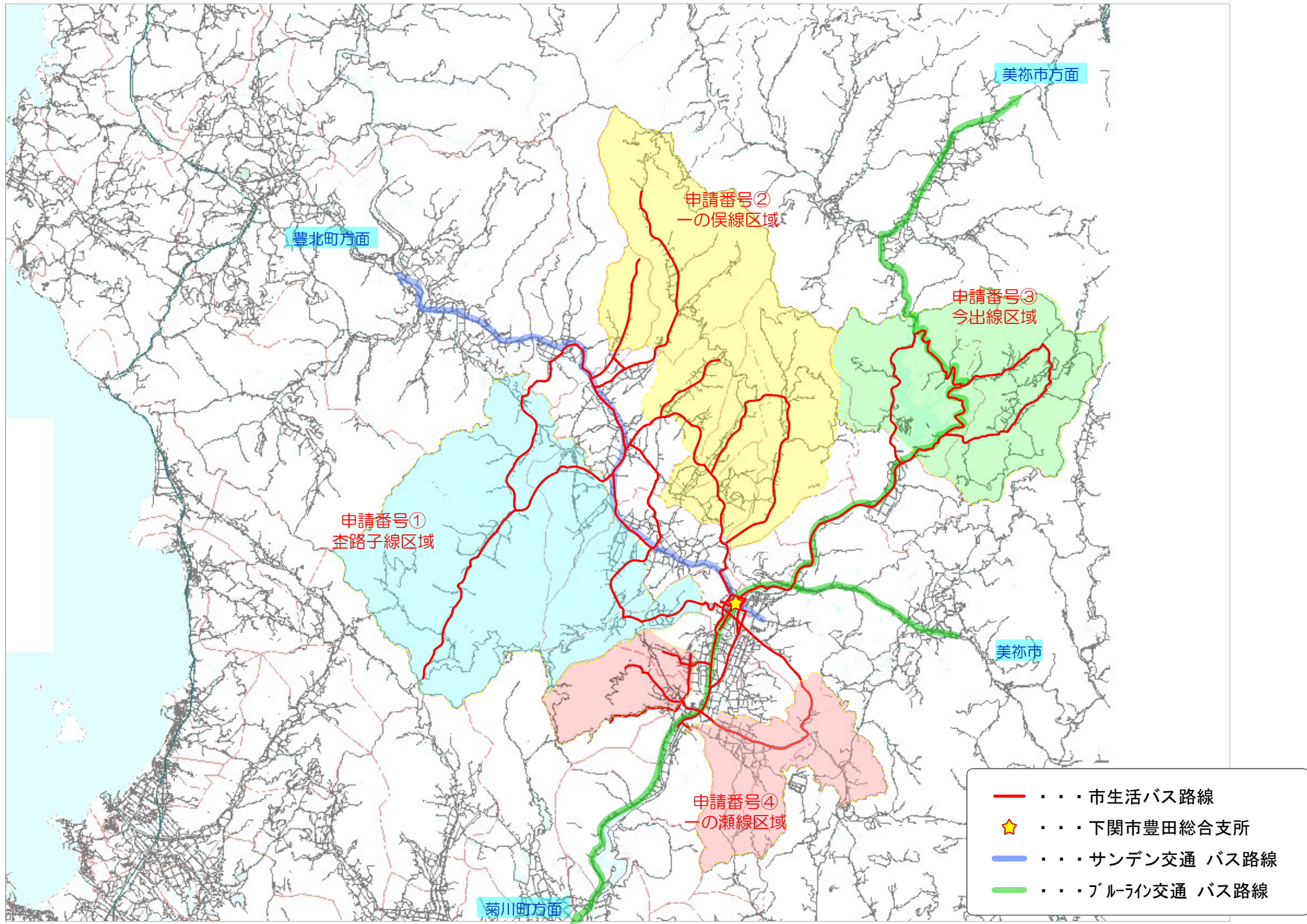
豊田町地域

豊浦町地域

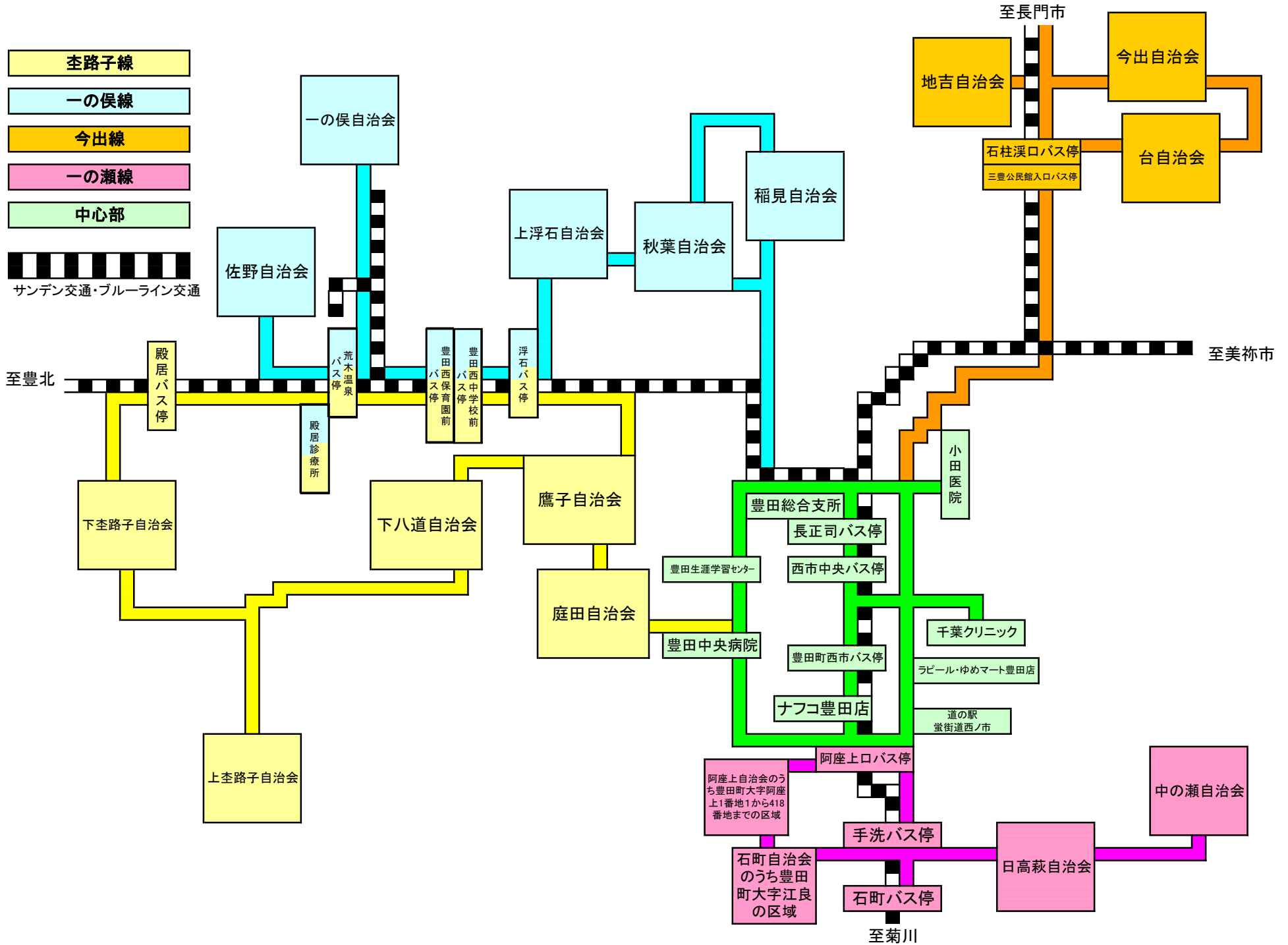
菊川町地域

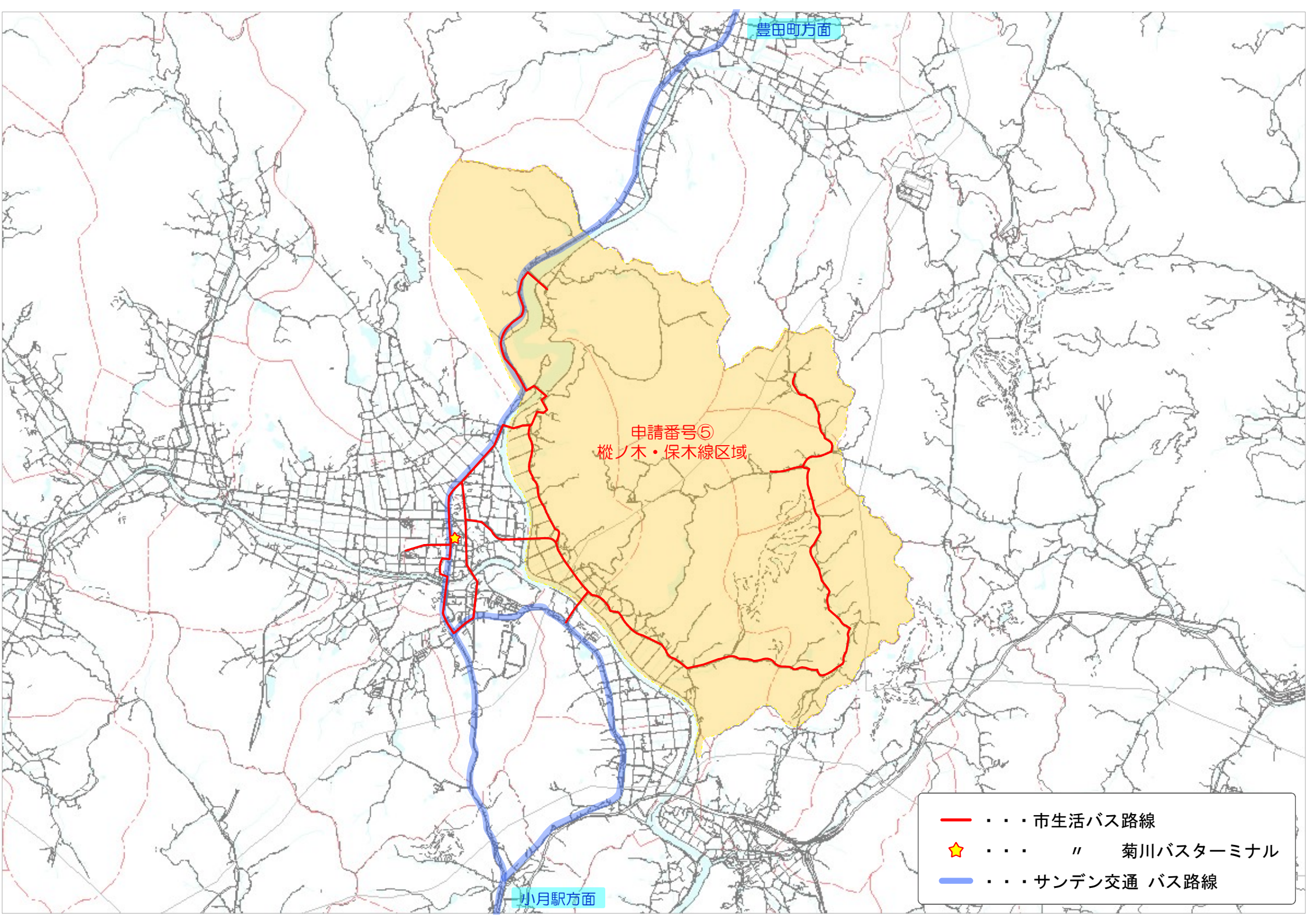
- . . . 下関市生活バス路線
- . . . 下関市生活バス区域運行
- . . . サンデン交通バス路線
- . . . ブルーレイ交通バス路線

下関市 生活バス 全体路線図



下関市（豊田）生活バス系統図（R2.10.1～）



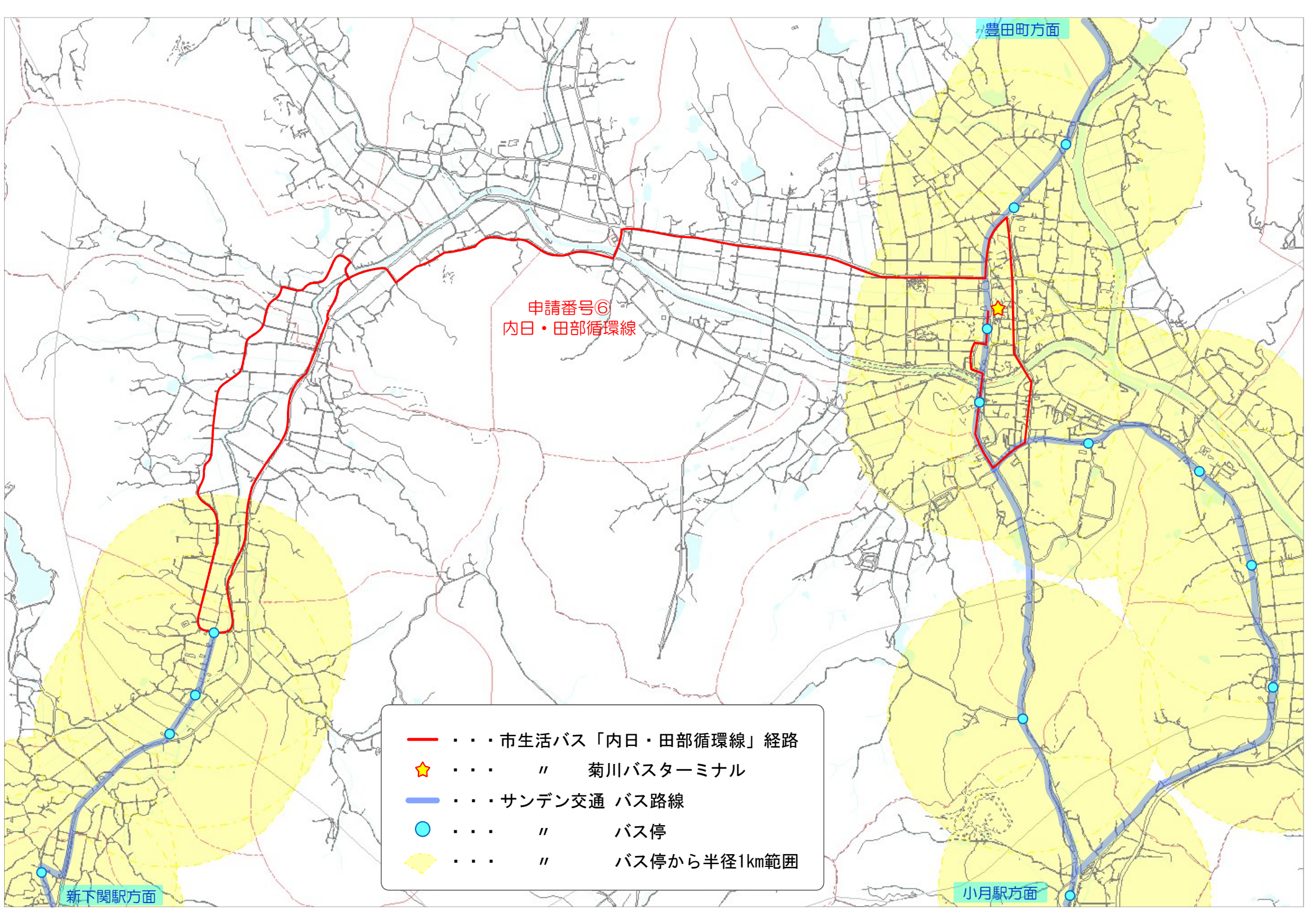


豊田町方面

申請番号⑤
縦ノ木・保木線区域

小月駅方面

- . . . 市生活バス路線
- ★ . . . 菊川バスターミナル
- . . . サンデン交通 バス路線



豊田町方面

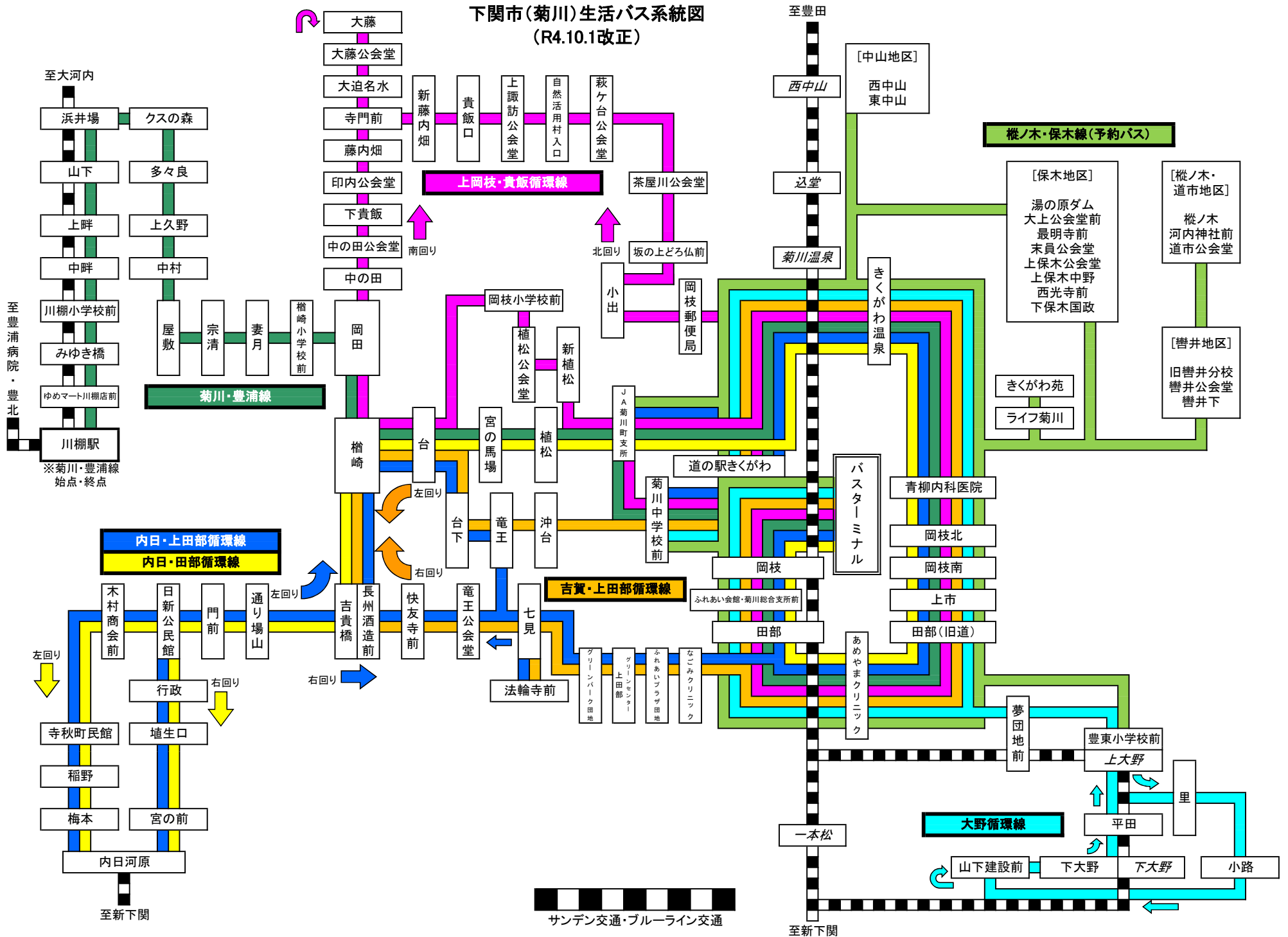
申請番号㉔
内日・田部循環線

- . . . 市生活バス「内日・田部循環線」経路
- ★ . . . 菊川バスターミナル
- . . . サンデン交通 バス路線
- . . . バス停
- . . . バス停から半径1km範囲

新下関駅方面

小月駅方面

下関市(菊川)生活バス系統図 (R4.10.1改正)



至大河内

- 至大河内
- 濱井場
- 山下
- 上畔
- 中畔
- 川棚小学校前
- みゆき橋
- ゆめマート川棚店前
- 川棚駅
- クスの森
- 多々良
- 上久野
- 中村
- 屋敷
- 宗清
- 妻月
- 榑崎小学校前

菊川・豊浦線

※菊川・豊浦線
始点・終点

内日・上田部循環線
内日・田部循環線

- 木村商会前
- 日新公民館
- 門前
- 通り場山
- 行政
- 寺秋町民館
- 稲野
- 梅本
- 宮の前
- 内日河原
- 吉貴橋
- 長州酒造前
- 快友寺前
- 法輪寺前
- 七見
- 龍王
- 龍王公会堂

サンデン交通・ブルーライン交通

至豊田

- 至豊田
- 西中山
- 込堂
- 菊川温泉
- きくがわ温泉
- きくがわ苑
- ライフ菊川

縦ノ木・保木線(予約バス)

- [中山地区]
- 西中山
- 東中山
- [保木地区]
- 湯の原ダム
- 大上公会堂前
- 最明寺前
- 末員公会堂
- 上保木公会堂
- 上保木中野
- 西光寺前
- 下保木国政
- [縦ノ木・道市地区]
- 縦ノ木
- 河内神社前
- 道市公会堂
- [響井地区]
- 旧響井分校
- 響井公会堂
- 響井下



至新下関

【フィーダー補助系統の概要一覧】

※複数運行事業者である場合の参考

表 1 添付資料

申請番号	運行事業者	運行系統名	運行ダイヤ	運行回数/日	キロ程 (km) 又は 1回当たりの サービス提供時間	結節点の概要 (バス路線名・駅・港等)	備考
1	下関市	空路子線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通㈱ (滝部線) ・サンデン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
2	下関市	一の俣線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・ブルーライン交通㈱ (滝部線) ・サンデン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
3	下関市	今出線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	60分	・サンデン交通㈱ (下仙崎線、下関・豊田線、 仙崎線)	区域運行 (デマンド)
4	下関市	一の瀬線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	3回/日	40分	・サンデン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
5	下関市	樅ノ木・保木線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：4回/日 土：3回/日	60分	・サンデン交通㈱ (下関・豊田線、仙崎線)	区域運行 (デマンド)
6	下関市	内日・田部 循環線	月～土 (日・祝日・ 12月29日～1月3日運休)	月～金：2回/日 土：1回/日	23.8km/回	・サンデン交通㈱ (新下関線、下関・豊田線、 仙崎線)	路線定期運行

○運行回数は、1往復を1回とし、循環系統の場合は1循環で運行回数1回とする。往路若しくは復路の場合のみの場合は0.5回とする。

下関市(豊田)生活バス 時刻表

予約によって、各路線1日3便運行します。

利用料金は、距離に関係なく1回の乗車につき**大人100円・小学生以下50円**です。
回数券または現金でお願いします。

(現金の場合おつりは出ないのでご注意ください。)

回数券はバス車内または豊田総合支所地域政策課窓口で購入できます。

障害者等割引＝手帳等提示により料金が半額になります。

自宅登録対象自治会の方は、登録すればご自宅近くで乗降できます。

ご自宅近くでの乗降車を希望される方は、事前に豊田総合支所地域政策課で申請してください。

○お問合せ先 豊田総合支所地域政策課：083-766-1056

生活バスは予約制です。
ご利用の際は、まずご予約を！
およその到着時間をお知らせ
します。
(バスの中でも予約できます。)



運行：月～土(年末年始と祝日除く)

系統名	空路子線		一の俣線		今出線		一の瀬線	
行先	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所	該当自治会	停留所
	庭田 鷹子 下八道 下空路子 上空路子	庭田公会堂 鷹子集落センター 下八道ふれあいセンター 豊田農業公園みのりの丘 下空路子公会堂 空路子清流館 河内集会所 野谷集会所	稲見 秋葉 上浮石 一の俣 佐野	稲見上集会所 稲見下集会所 稲見生活改善センター 金道管理センター 小谷管理センター 一の俣集会所 本浴上生活改善センター 佐野公会堂	台 今出 地吉	台集会所 今出集会所 地吉集会所	日高萩 中の瀬 石町 (江良地区) 阿座上 (1番地1から418番地)	日野温泉いこいの家 日野公会堂 高山公会堂 萩原公会堂 中の川集落センター 一の瀬公会堂 江良公会堂 阿座上公会堂
予約電話番号	0120-39-1142		0800-200-8220		0800-200-8220		0800-200-8220	
西市車庫発時刻	8:00 13:00 15:00		8:30 12:00 14:30		8:00 11:30 13:30		8:00 11:30 15:30	
予約〆切時間等	※3日前から当日出発時刻の30分前まで (1便は前日の午後7時まで) ※受付時間 午前9時から午後7時まで							

下関市(菊川)生活バス時刻表

(令和4年10月1日)

Table with 4 columns: 停留所, 1便, 2便, 3便. Includes routes for 内日・田部循環線 (左回り) and 内日・田部循環線 (右回り).

Table with 4 columns: 停留所, 1便, 2便, 3便. Includes routes for 内日・上田部循環線 (左回り) and 内日・上田部循環線 (右回り).

Table with 4 columns: 停留所, 1便, 2便, 3便. Includes routes for 吉賀・上田部循環線 (左回り) and 吉賀・上田部循環線 (右回り).

Table with 4 columns: 停留所, 1便, 2便, 3便, 4便. Includes routes for 菊川・豊浦線 (川棚行き) and 菊川・豊浦線 (バスターミナル行き).

Table with 4 columns: 停留所, 1便, 3便, 4便. Includes routes for 上岡枝・貴飯循環線 (北回り) and 上岡枝・貴飯循環線 (南回り).

Table for 縦ノ木・保木線 (予約バス) with columns for 1便, 2便, 3便, 4便 and 発出標準時刻.

※第4便は土曜日は運行しない。
※縦ノ木・保木線は予約制の運行となっています。利用を希望される方は、予約締切時刻までに必ず予約してください。

Table for 大野循環線 with columns for 停留所, 1便, 2便.

お禮な回数券を、バスターミナル、生活バス車内、菊川総合支所地域政策課で販売しています

生活バスの路線図・時刻表はこちら(下関市ホームページ)からもご確認ください

※ご利用について
連休:日曜、祝日及び12月29日～1月3日 (※天候等により臨時運休する場合もあります。)
料 金:1回乗車につき100円、小学生以下半額。1歳未満無料。(※身体障害者手帳等の交付を受けている方は減免制度があります。)





生活バスに乗ってみませんか？



下関市では、各地域と菊川町中心街を結び「下関市（菊川）生活バス」を運行しています。各地域への移動手段や買い物、通院、通学など、誰でもどこまで乗っても1乗車100円（小学生以下50円）でご利用いただけます。

また、サンデン交通バスへの乗り継ぎなどに、ぜひご利用ください。

【運休日：日曜日、祝日、12/29～1/3（※天候等により臨時運休する場合があります）】

各路線のご案内（各路線図は裏面に記載しています）

【菊川・豊浦線】

【上岡枝・貴飯循環線】

【内日・田部循環線】

【吉賀・上田部循環線】

【内日・上田部循環線】

【大野循環線】

【縦ノ木・保木線】（予約バス）

「縦ノ木・保木線」は、予約制の運行となっており、事前にご予約が必要となります（ご予約のお電話は菊川バスターミナルへ）。菊川バスターミナルを発着とし縦ノ木・道市、轡井、保木、中山地域（予約のあった区間のみ）を運行します。



生活バスの路線図・時刻表は
こちら（下関市ホームページ）
からもご確認ください



お得な回数券を、バスターミナル、生活バス車内、
菊川総合支所地域政策課で販売しています

50円券×11枚入 500円

100円券×11枚入 1,000円

公共交通を守るためには、地域の皆様で利用し、支えることが重要です
近年は利用者数が減少傾向にあり、利用率が低い状態が続く路線については
地域全体の効率的運送の観点から、廃止や減便等の検討も行わなくてはなりません。

生活バスについて、ご不明な点はお気軽に下記へお問い合わせ下さい。

●菊川バスターミナル（ブルーライン交通菊川営業所） TEL（083）287-4312

●菊川総合支所地域政策課 TEL（083）287-1115

生活バスに関するお知らせ

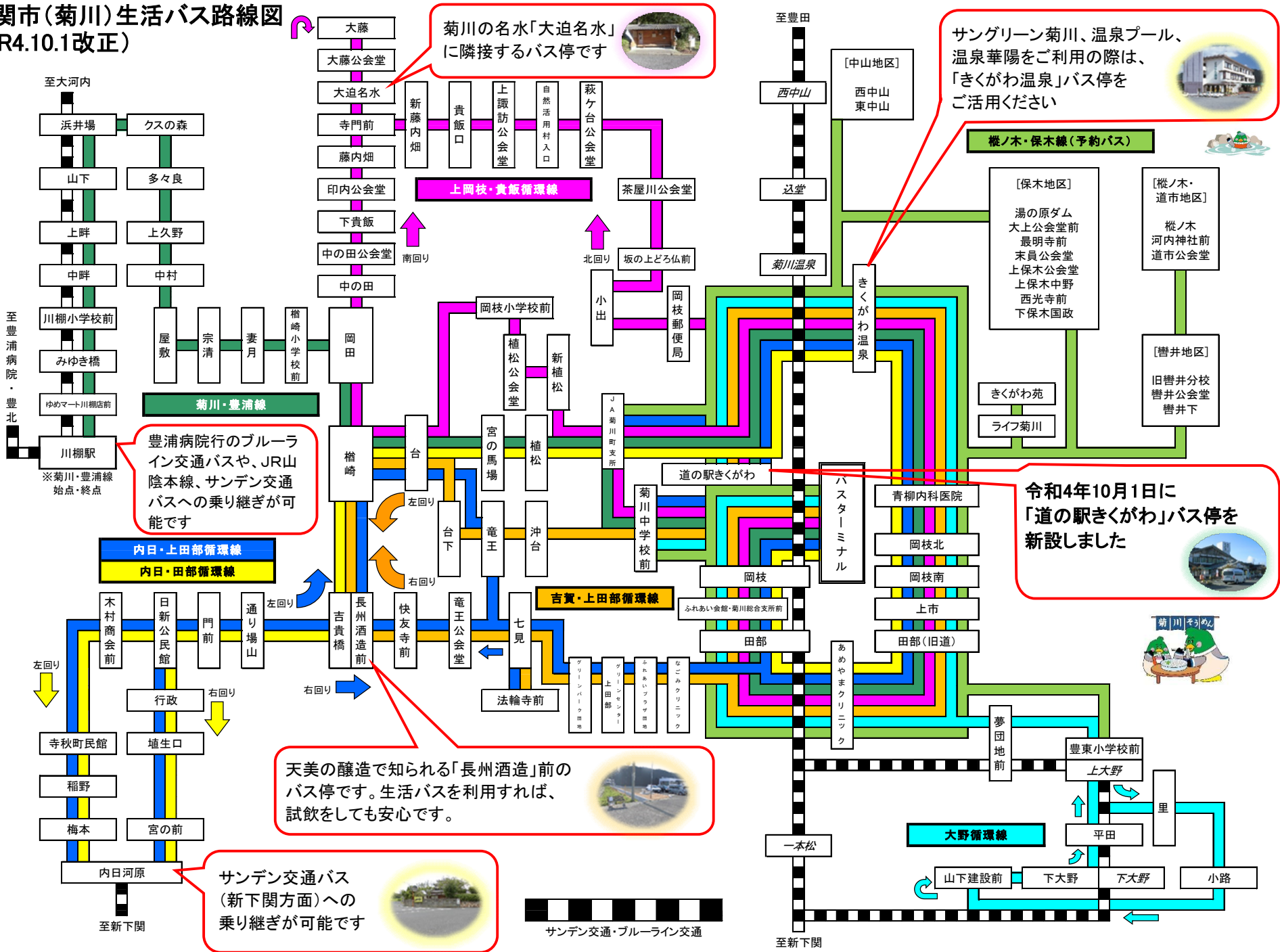
令和6年1月に、菊川バスターミナルの移転を予定しております。移転先は、菊川総合支所裏側駐車場横の予定です。

生活バスの路線・運行経路に変更はありませんが、移転に伴い、全便バスターミナルからの発車時刻が1分早くなり、バスターミナルへの到着時刻が1分遅れる見込みです。その他のバス停の発着時刻については変更の予定はありません。

現バスターミナルからご乗車されていた方は、現バスターミナルの南西約150mに位置する「岡枝バス停」、北西約200mに位置する「道の駅きくがわバス停」、南東約200mに位置する「岡枝北バス停」、北東約200mに位置する「青柳内科医院バス停」を、ご利用ください。

移転が正式に決まりましたら、自治会通送等でお知らせいたします。

下関市(菊川)生活バス路線図 (R.10.1改正)



菊川の名水「大迫名水」に隣接するバス停です



サングリーン菊川、温泉プール、温泉華陽をご利用の際は、「きくがわ温泉」バス停をご活用ください



豊浦病院行のブルーライン交通バスや、JR山陰本線、サンデン交通バスへの乗り継ぎが可能です

令和4年10月1日に「道の駅きくがわ」バス停を新設しました

天美の醸造で知られる「長州酒造」前のバス停です。生活バスを利用すれば、試飲をしても安心です。



サンデン交通バス(新下関方面)への乗り継ぎが可能です



サンデン交通・ブルーライン交通

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	下関市
-------	-----

(単位：人)

	人口
人口集中地区以外	87,422
交通不便地域等	30,969

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
25,065	旧豊田町全域・旧豊北町全域・旧豊浦町全域（ただし、山村振興法の地区は除く）	過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
3,677	旧豊田町（西市町、殿居村） 旧豊北町（田耕村・宇賀村）	山村振興法に基づく振興山村地域
156	六連島・蓋井島	離島振興法
2,071	内日・菊川町	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
下関市地域公共交通網形成計画	平成 30年 3月 30日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
及び、山村振興法に基づく振興山村地域



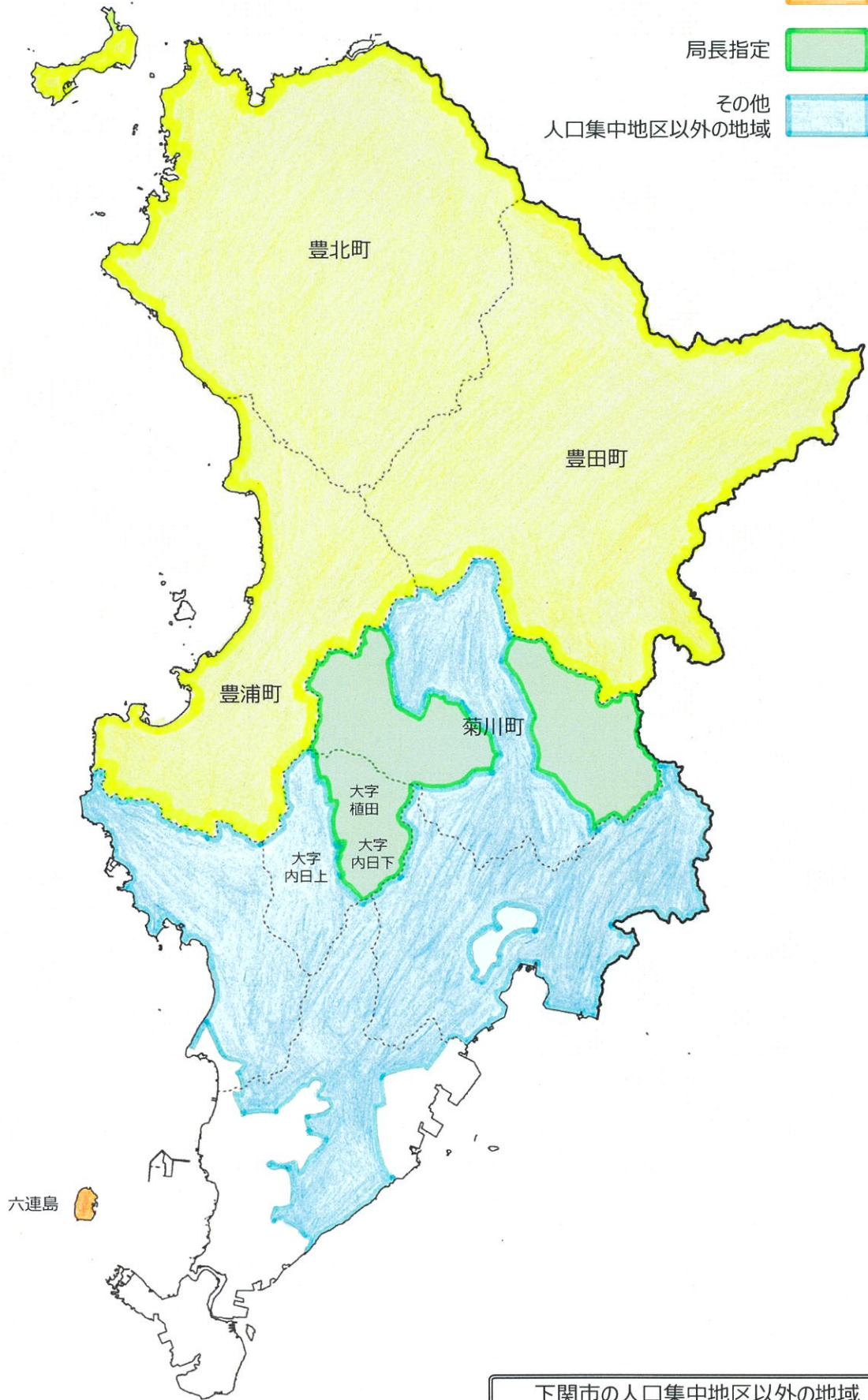
離島振興法



局長指定



その他
人口集中地区以外の地域



下関市の人口集中地区以外の地域
及び交通不便地域